

第1章 知的財産権の基本的知識

第1章 知的財産権の基本的知識

知的財産権とは、人間の知的活動により生み出されたもののうち財産的価値のあるもの、すなわち知的財産を対象とした権利の総称をいう。かつては形のないものを対象とした権利であるところから、無体財産権と言われていたこともあり、またその後、有体物に対する所有権との対比から、知的所有権と言われていたこともあるが、現在では知的財産権というのが一般的である。

人間の知的活動により生み出されたものといっても、いろいろのものがあり、大きく分けて、文化の発展に寄与する人間の精神的創作活動に関するものと、産業活動に関するものがある。そして、後者の産業活動に関するものとしては、産業の発展に寄与する人間の精神的創作活動に関するもの、産業活動における識別機能を有するもの、及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報に関するもの等がある。

このうち、文化的活動に関するものとして、文芸、学術、美術および音楽の著作物、実演家の実演、レコード、放送および有線放送などを対象とした権利として著作権がある。また、産業の発展に寄与する創作活動の所産としての新技術の発明・考案、工業製品のデザイン等を対象とした権利として、特許権、実用新案権、意匠権がある。さらに、産業活動における識別機能を有する識別標識としての商標（サービスマークを含む）等を対象とした権利として、商標権、不正競争防止法上の権利等がある。また、営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報に関するものを対象とした権利として不正競争防止法上の権利等がある。

このように、知的財産権は機能によって分類できるが、一方、特許庁に登録されることにより、権利が発生するという手続の面から、従来、特許権、実用新案権、意匠権、商標権をひとまとめにして、工業所有権と呼んでいたが、現在は、これらの権利を産業財産権と呼んでいる。

以上のとおり知的財産権は著作権、産業財産権、不正競争防止法上の権利等、人間の知的活動から生まれた財産的価値のあるものを対象とした権利の総称をいうが、近年、この知的財産権を取り巻く環境が、大きく変容してきている。

すなわち、我が国は、バブル崩壊後の不況による産業の国際競争力低下という事態を教訓に、新たな知的財産の創造、及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するために、「知的財産基本法」を定め、知的財産制度の充実強化を国の基本施策とした。

したがって、我が国産業の発展の一翼を担う職業能力開発における職業訓練の場においても、知的財産権の保護、活用の具体化が、これから益々強く求められるようになってきているといえる。

第1節 知的財産権の基本的知識

1-1 知的財産権と著作権

知的財産権は特許や実用新案、意匠、商標などについての「産業財産権」（「工業所有権」とも言われたが現在は前述の表現が多く使われている）等と、芸術作品、コンピュータソフトウェアなどについての「著作権」の二つに大別される。

特許は前者の産業財産権の代表的なもので、新規の技術で社会の発展に貢献すると思われる発明に一定期間、与えられる独占的な実施権である。

産業財産権の一つである実用新案は、物品の形状、構造または組み合わせに関する考案を保護するものである。ただし、特許との区別があいまいであるため、この制度を採用していない国も多い。

意匠権は、新規で美的な製品のデザインに与えられ、工業製品に利用しうる外観上の特徴ある意匠の創作である。登録された場合、特許と同様に独占的権利が与えられる。

企業のハウスマークや商品の名称、サービスマークは登録によって商標権が与えられる。これが商標で、商品や企業の信用にかかわる重要なものである。

著作権は、小説や論文、絵画や音楽など人間の思想、感情を創作的に表現したもの（著作物と呼ぶ）を保護するものである。

さて、指導員が教材を作成するとき、原則として創作、つまり自分の考えで文章や図・表を表現することが必要である。ほとんどの著作物には著作権が発生しており、著作権は、著作者が享有している。

したがって、やむを得ず他人の著作物を利用する場合は、原則的には著作権者（通常は、著作物を創作した著作者）から利用の許諾を得ることが必要になる。

もし他人の著作物を無断で複製あるいは転載などの方法により利用し教材を作成すれば、著作権侵害となる。

そこで第1章では、他人の著作物を利用して教材を作成する場合、著作権を侵害しないための著作権の基本的知識について述べることにする。

1-2 創作と著作物に関する意義

著作権法（以下「法」という）第2条第1項第1号で著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義されている。

著作物は、思想又は感情を創作的に表現したものと法で規定しているが、抽象的でわかりにくいと思われるので、創作と著作物の意義などを具体的に述べることにする。

(1) 創作

著作者が著作物を創作するにあたって、先人の文化遺産を活用していることは否定できない。

したがって、純粋な創作はないと考えるのが妥当である。

思想は同じであっても、表現方法や形式に相違があれば、それは別の異なった著作物であると考えられる。

著作権のある著作物は、著作者の独創的な思考方法の表現そのものであり、これをそっくりそのまま複写すれば著作権侵害になる。

著作権は、思想・感情そのものを保護するのではなく、その思想・感情の表現方法を保護するものである。

したがって、思想、原則及び手法自体には著作権は認められないと考えられる。

【創作の具体例】

創作とは、思想・感情を独創的に表現することである。つまり、その人独自の新しい考えで思想・感情の表現を作り出すことを意味する。例えば、小学校の先生が美術の授業でお皿の上に置いてあるリンゴを受講生（訓練生）に写生させる。受講生（訓練生）が写生したリンゴは類似しているかもしれないが、全く同じリンゴではない。つまり、各々の受講生（訓練生）が自分の考えと感情でリンゴを表現しているからである。それが創作である。

（2） 著作物

著作物は、思想又は感情を表現したものであるから、表現の基礎となるアイデアは、著作物ではない。また、創作的な表現と考えられない単語、短文（ただし、俳句、短歌等は除く）は、著作物ではないと考えてよいと思われる。

例えば、「お米の美味しい炊き方」を記述した表現は、著作物として保護されるが、「お米の美味しい炊き方」自体（具体的な方法、手順）は著作物ではない。

したがって、同じ方法や手順を全く別の表現で書き直せば著作権の侵害にはならない。

また、その方法のとおりお米を炊くことも著作権の侵害にはならない。

【著作物の具体例】

「例1」の「お米の美味しい炊き方」の記述を「例2」のように記述すれば新たな著作物であると考えられる。

● 例1

「お米の美味しい炊き方」

- ① お米をざるなどに入れ冷水で手早く7～8回洗う。
- ② 洗ったお米を電気釜に入れる。
- ③ 電気釜に水を一定量入れて2時間程度おく。
- ④ 電気釜のスイッチを入れる。
- ⑤ お米が炊きあがったら電気釜のふたを開けて良くかき混ぜる。
- ⑥ お米をかき混ぜたら15分程度蒸らす。

● 例2

お米を美味しく炊くには、次のような方法で行うと美味しく炊くことができる。

まずお米を容器に入れ水で素早く洗い、容器の水が透明になったらお米を炊飯器に入れる。

次にお米と同分量の水（ただし、新米の場合は、水の量を若干少なくする。また水道水を使う場合は、長さ4～5cm炭を2本程度加えると臭みが抜ける。）を加え1時間から1時間30分ほどおいておく。

1時間から1時間30分経ったら炊飯器のスイッチを入れる。炊飯器のスイッチが切れたら炊飯器のふたを開け、お米を素早くかき混ぜ15分～20分くらい蒸らす。

「例1」と「例2」を比較してみると、お米を炊く方法はほとんど変わらないが、表現方法が異なる。この2つの文章は、各々、新たな著作者の思想・感情が表現された著作物であると考えられる。

しかし、単に「である。」を「です。」とか「1, 2, 3・・・」を「①、②、③・・・」に変えても創作したことにはならないので、留意する必要がある。

1-3 教育訓練現場における知的財産権を取り巻く環境

職業能力開発に係る教育訓練を実施する施設において知的財産権に関する十分な知識やスキルを持つことは極めて重要である。

ここでは主に指導員を中心としてどのような場面が想定されるかを整理する。

1-3-1 教材の準備と活用に関する場面

指導員が職業訓練を実施する場合、ほとんどの場面で教材が必要となる。その準備には大きく2通りの方法があり、一つめはすでに公表されている著作物を活用する方法である。この場合、その多くは当該著作物の購入により準備を行う。

また、この際、コンピュータソフトウェアも著作物として扱われる。よってこのような著作物の購入により教材の準備を行う場合には、必要部数又は必要本数の著作物の購入が必要であり、教育訓練現場においても例外はない。

さらに、有料でない著作物であっても自分以外の著作物については、基本的には複製等にあたっては著作者の許諾が必要である。

二つめは教材を自作する場合である。この場合の著作者は自分であるが、その著作内容に他の著作物の複製等の箇所がある場合には、原則として著作者からの許諾が必要となる。しかし法第35条において一定の条件の下（後述する）であれば著作権者の許諾無しで利用可能である。

この際に注意しなければならない点は、一定の条件は教材の準備や利用段階のみならず利用後の管理までを指しており、この点を十分に理解しつつ取り組まなければならない。

またソフトウェアの利用には、著作権者（発売元、製造元）により様々な制限事項もあるので個別の利用条件を十分理解した上で取り扱う必要がある。

産業財産権である著作物以外の教材については、なにも対策をしない場合、同じ製品、アイデアを他人が特許申請、意匠申請などを行った場合、当該指導員の権利を保護することができないので、施設側での取り決めに明確化した上で、必要な手続きを行う必要がある。

る。

1-3-2 教材の二次利用

活用した教材の多くは再び利用することを考え、保管及び管理（使用した教材の複製を保管しておく等）することが多い。このとき法第35条での一定の条件に基づき活用した著作物については、目的外使用が禁止されているので注意が必要である。

とりわけ教材の共有や貸し出し、学会や講演会での二次利用などの場面では十分な留意が必要である。

1-3-3 受講生（訓練生）が作成した成果物の扱い

受講生（訓練生）が作成した成果物については様々なケースがあり一概には述べられないが、卒業論文、研究ノート等の受講生（訓練生）が公表した著作物については受講生（訓練生）の著作物となる。

ただし、論文等に共同研究者として名前が記載されている場合には、記載された者の共同著作物となる。

通常の訓練実習で指導員の指導の下、指導書通りに受講生（訓練生）が作成したプログラム等については、受講生（訓練生）の著作物には当たらない。

また、デザイン実習等で指導員の指導の下であっても、受講生（訓練生）の創意により作成されたデザイン画やデッサン、彫刻等については受講生（訓練生）の創作物であるので、意匠権の扱いについて施設と受講生（訓練生）の間においての取り決めに明確化しておく必要がある。

よって受講生（訓練生）の作品を外部に公開する場合には十分な留意が必要である。

1-3-4 指導員が行う共同研究、受託研究

職業能力開発施設によっては、指導員が外部企業等からの依頼や業務命令によって企業の製品開発などに伴う共同研究や委託研究に参画する場合がある。

この場合には施設側で当該指導員の業務範囲と権利を明確にした上で業務に当たらせることが肝要である。企業側にもその条件を理解していただいた上で取り組む必要がある。

1-3-5 教育訓練に係る試験問題、検定問題の作成

教育訓練に係る試験問題の作成については、その内容の守秘について十分な配慮を払う必要がある。試験問題の作成にあたり公表された著作物を複製、引用する場合、法第36条第1項では試験問題としての複製について「公表された著作物は、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができる。」とされている。

よって入学試験や検定試験を実施する施設や組織は、法の趣旨をよく理解した上で、当該試験問題を作成する者に対し、必要と認められる限度において作成依頼を行うにあたり複製が必要な場合の説明を行う必要がある。

1-3-6 ビデオの利用

指導員が教育訓練用にテレビ番組の録画を利用したものを上映しようとする場合、留意

すべき点として、まず、録画及び授業において上映をすることは法第35条第1項の「授業の過程における使用」が目的である場合、著作者の許諾なく行うことができる。しかし、このビデオを視聴覚ライブラリーとして保管する等の行為については著作権者がビデオソフト化して販売するなど考えられるため法第35条第2項の「著作権者の利益を不当に害する」行為となり許されないので注意が必要である。

また、市販されているビデオを購入した上で、授業において上映することも「授業の過程において使用」とする法第35条1項により著作者の許諾なく行うことができる。

1-3-7 施設の管理職が行うべき事項

今まで述べた各項目について、施設側はそのすべての事項についてあらかじめ取扱い方法を明確化し、各指導員に周知しなければならない。

また購入した教材、教具等については管理台帳を整備し、常に使用実態を把握できる体制が必要である。

さらに受講生（訓練生）の成果物の取扱い規定や外部との共同研究、委託研究等の規定等も整備する必要がある。

1-4 引用とは

1-4-1 引用の意味

引用とは、報道、批評、研究その他の目的のため、他人の著作物の全部又は一部を自分の著作物の中に取り込むことをいう。しかし、法第32条「引用」は、次の①～④のすべての要件を具備した利用のケースを引用と規定している。

- ① 引用する著作物は、公表された著作物であること。
- ② 公正な慣行に合致していること。（例えば、学術の著作物における引用は、自己の理論を支持するため、あるいは他人の思想に対する論争のためにされるのが通常である。）
- ③ 正当な範囲内で行われること。（自分の著作物が主で、引用する著作物が従であり、文章の引用は必要最小限であること。）
- ④ 出所の明示をすること。

したがって、①～④のすべての要件を具備しない利用は、法第32条の「引用」には該当しない。要件を具備しない利用の場合は、必ず著作者から利用の許諾を得ることが必要になる。要件を欠いているにもかかわらず、著作権者から許諾を得ないで著作物を利用すれば、著作権侵害になる。

無許諾で利用すれば、引用ではなく盗作（他人の著作物の全部又は一部を自分のものとして無断で使用する）あるいは盗用（盗んで使用する）に該当するものと考えられる。

1-4-2 具体的な引用のしかた

■例1（割注による引用の方法）

◎出所の明示の内容と程度

出所の明示の内容と程度については、著作物の種類及び利用の態様により一律に決めることはできないが、一般的には著作物の題号と著作者名の表示は最小限必要と考えられている。

なお、法第35条の教育機関等における複製の場合、加戸守行氏は「法第48条第1項第3号の規定によって、出所の明示をする慣行があるときは、出所の明示義務がかぶりますが、そういう慣行のないときは、出所の明示の必要はございません。もっとも、教育上の見地からすれば、著作者の題号と著作者名とは当然示されてしかるべきところでしょう。」と論じている（加戸守行「著作権法逐条講義・新版P205」）。

ここで筆者の意見を述べると、法第35条の制限規定による市販図書等からの複製の許容範囲は、必要最小限であるため、当然、複製はごく一部の複製になるものが多いと考えられるが、受講生（訓練生）が訓練教材（つまり指導員が作成した自作教材）の内容以外にもっと体系的に関連知識を自学自習したくても、訓練に用いられた教材に出所の明示がなされていなければ、受講生（訓練生）は当該市販図書等を購入し、関連知識を自学自習することはできない。

したがって、教育（訓練）用教材であれば、社会通念上からも当然出所の明示をするべきであると考えられる。

割注は、割書した注のことで上記のとおりである。

※出所の明示箇所

出所の明示の箇所については、特に規定はないが、利用する著作物に接着して表示されることが最も適当である。書籍や論文等の引用の場合に、引用部分を括弧で囲み、割注あるいは後注によって著作物の題号、著作者名等を表示するのも認められる。しかし、一般に、巻頭や巻末に参考文献として一括して掲げることは適当ではないとされている。

■例2（後注による引用の方法）

◎出所の明示の内容と程度

出所の明示の内容と程度については、著作物の種類及び利用の態様により一律に決めることはできないが、一般的には著作物の題号と著作者名の表示は最小限必要と考えられている。

なお、法第35条の教育機関等における複製の場合、加戸守行氏は「法第48条第1項第3号の規定によって、出所の明示をする慣行があるときは、出所の明示義務がかぶりますが、そういう慣行のないときは、出所の明示の必要はございません。もっとも、教育上の見地からすれば、著作者の題号と著作者名とは当然示されてしかるべきところでしょう。」と論じている。（後注1）

ここで筆者の意見を述べると、法第35条の制限規定による市販図書等からの複製の許容範囲は、必要最小限である。教科書や参考書になるものが多いと考えられるが、受講生（講義）の教材の内容以外にもっと体系的に学ぶ必要がある場合には、出所の明示がなされていないと、知識を自学自習することはできない。

前ページと同じ内容

したがって、教育（研究）のために当然出所の明示をするべきであると考えます。

後注1（加戸守行「著作権法逐条講義・新版」P205）

なお、後注の場合、引用している章の文末あるいは引用している節の文末に出所の明示をするのが通例である。

※出所の明示箇所

出所の明示の箇所については、著作物に接着して表示されることが最も適当である。また、弧で囲み、割注あるいは後注による。しかし、一般に、巻頭や巻末に示されている。

前ページと同じ内容

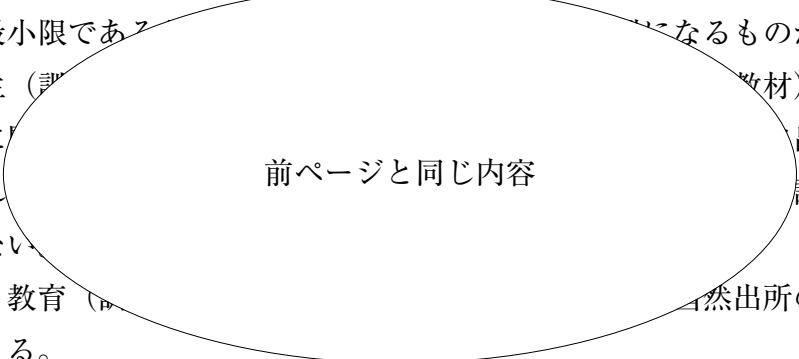
■例3 (脚注による引用の方法)

◎出所の明示の内容と程度

出所の明示の内容と程度については、著作物の種類及び利用の態様により一律に決めることはできないが、一般的には著作物の題号と著作者名の表示は最小限必要と考えられている。

なお、法第35条の教育機関等における複製の場合、加戸守行氏は「法第48条第1項第3号の規定によって、出所の明示をする慣行があるときは、出所の明示義務がかぶりますが、そういう慣行のないときは、出所の明示の必要はございません。もっとも、教育上の見地からすれば、著作者の題号と著作者名とは当然示されてしかるべきところでしょう。」と論じている。^(脚注1)

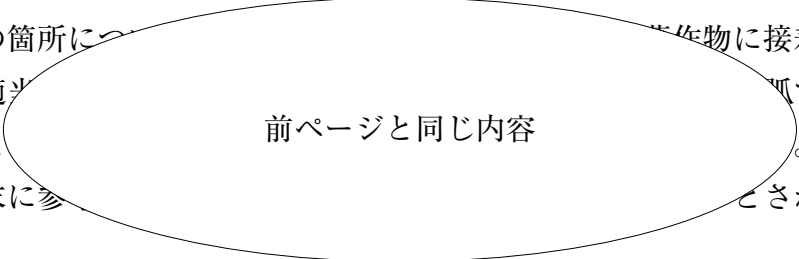
ここで筆者の意見を述べると、法第35条の制限規定による市販図書等からの複製の許容範囲は、必要最小限である。教科書になるものが多いと考えられるが、受講生(講義)の教材の内容以外にもっと体系的に学ぶ必要がある場合、出所の明示がなされていない教科書を自学自習することはできない。



したがって、教育(講義)の場合、当然出所の明示をするべきであると考えます。

※出所の明示箇所

出所の明示の箇所については、著作物に接着して表示されることが最も適当である。脚注、注で囲み、割注あるいは後注による。しかし、一般に、巻頭や巻末に参照されている。



脚注1 (加戸守行「著作権法逐条講義・新版」P205)

なお、脚注(本文の下方につける注釈)の場合、引用している頁の脚注に出所の明示をすることである。

1-5 著作権法上の許諾が必要な場合

公表されているほとんどの著作物には、著作権が発生している。そのような著作物を利用する場合は、著作権の制限規定、例えば、「私的使用のための複製」(注1)、「引用」(注2)、「学校その他の教育機関における複製」(注3)などに該当する利用以外は、著作権者から利用の許諾を得ることが必要である。著作権者から利用の許諾を得るには「著作物使用許諾申込書」(付録「著作物使用許諾申込書」参照のこと)などにより、利用する著作物を発行している出版社を介して著作権者に申し込むのが最もスムーズに行うことができる方法である。他人の著作物を利用する場合は、原則的には著作権者の利用の許諾が必要である。著作権上のトラブルを未然に防ぐためには、書き下ろしすることに心がけなければならない。やむを得ず他人の著作物を利用する場合は、必ず著作権者の許諾を得ることが必要である。

(注1)：私的に使用することを目的とする場合は、著作物を複製することができる。

(注2)：引用とは、他人の著作物の全部又は一部を自分の著作物の中に取り込むことであるが、著作権者から許諾を得ないで利用できるのは、次の①～④のすべての要件を具備している場合のみである。

- ① 引用する著作物は、公表された著作物であること。
- ② 公正な慣行に合致していること。(公正な慣行に合致しているか否かは、引用の目的、態様に照らして判断されるが、例えば、学術書から引用する場合は、自己の理論を指示するため、あるいは他人の思想に対する論争のためにされるのが通常である)。
- ③ 引用の目的から見て正当な範囲内で行われること(自分の著作物が主で、引用する著作物が従であり、文章の引用は必要最小限であること)。
- ④ 出所の明示をすること。(文章を引用する場合は、著者名、題号、出版社名を明示すること。また、引用箇所を「」で括るとか、アンダーラインを引くとかして、引用箇所を明らかにすること)

(注3)：職業能力開発施設における複製は、次の①～⑧のすべての要件を具備している場合のみ、他人の著作物を複製して利用できる。

- ① 非営利の学校及びその他の教育機関(職業能力開発施設もその他の教育機関)。
- ② 訓練を担当する者(指導員)が著作物を複製する。
- ③ 著作物の複製はあくまで授業の過程における使用である。
- ④ 公表された著作物であること。
- ⑤ できるのは複製だけ(パソコン通信などの有線送信行為はできないので留意する)
- ⑥ 複製は必要と認められる限度。複製の態様はコピーに限られる。(パソコン内に取り

り込むことはできない)

- ⑦ 複製部数は、指導員と担任の訓練生の数が限度である。
- ⑧ 著作権者（出版権者）の利益を不当に害する場合は、複製できない。

1-6 市販図書などの複製利用における留意点

教材を作成するとき、市販図書などを参考文献あるいは法第32条の引用として利用する場合のほか、教材の作成とは直接関係はないが、市販図書などをコピーして授業の過程で使用できる場合がある。

それは、法第35条（学校その他の教育機関における複製）で規定されており、条文は「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。」と規定している。

したがって、一定の要件を具備すれば、著作権者の許諾を得なくても、職業能力開発施設において指導員が、市販図書などの著作物を複製して利用できる。

ただし、複製利用については、非常に厳しい条件の下で利用ができるので、利用については十分留意する必要がある。

（注）一定の要件を具備するとは、次の①～⑥のすべての要件を具備することをいう。

法第35条の規定による利用は、あくまで市販図書などの著作物を複製（コピーなど）して利用することに限られる。

しかし、ワークブックやドリルは、本来、学習用として開発・作成されたものであり、訓練生の人数分だけ売ることが予定されているので、これを指導員がコピーして訓練生に配布するとなると、明らかに著作権者の利益を害することになるので、複製（コピー）することは許されないもので、留意することが必要である。

【一定の要件】

- ① 複製の目的：授業の過程における使用であること
- ② 複製の部数：指導員と担任する訓練生の数が限度である
- ③ 複製の範囲：授業に用いる必要な部分のみであること
- ④ 複製の態様：コピーに限られること。したがって、コピーしたものをワープロなどで打ち、さらに編集・作成してFD等（磁気記憶媒体）へ保存することは、半永久的保存（目的外使用となる）と考えられるので問題がある。
- ⑤ 著作権者（出版権者）の利益を不当に害する場合は、複製できない。
- ⑥ 出所の明示をすること。

